

2014年4月2日

環境大臣

石原 伸晃 様

一般社団法人 北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

**猿払村及び浜頓別町における風力発電事業計画段階環境配慮書に対する
当会の意見内容について真摯なご検討を要請します**

私たちは、我が国の環境行政が国民の自然環境と生活環境を大切にすることを心から願う市民団体です。ここに、標記事業計画に関する環境影響評価法に基づく配慮書に関して、当会が事業者へ提出した意見書を貴職へ送付し、一つの要請をいたします。

標記風力発電事業計画に関する環境影響評価法に基づく配慮書は、事業者（エコパワー株式会社、周布兼定代表取締役社長）により、去る3月3日から4月2日まで公表され、今日4月2日が国民・住民の意見提出期限とされておりました。そのため、当会は、事業者に対して、さきほど当該事業の配慮書に関する意見（別紙）を提出したところです。

しかし、配慮書に認められる、当会が意見書で指摘する問題点は、一事業者だけでは収まらない大きな問題を含むため、事業者への意見提出と同時に、貴職、環境省へご検討を要請することにした次第です。当会は、種々の大きな欠陥を持つ配慮書を読む限り、当該地域の自然環境ならびに生活環境を悪化させる危険性が大きいと判断しており、それゆえ、この事業計画は、根本的には、ただちに中止すべきと判断していることを付記します。

当会が貴職へ要請意見を提出する理由は、添付の意見書に内容が詳述されていますが、環境省がこの事業計画に強く関わった上での環境影響評価手続きであり、かつ、国民にとって重要な自然環境と生活環境に関わる環境影響評価の手続きとしては種々の大きな問題を含むからです。大きな問題の一つは、この事業とその環境影響評価手続きが我が国の環境影響評価法の基本理念に反すると判断されることです。

したがって、貴職、環境省におかれましては、当会の意見書（別紙）で述べた、この事業計画とそこから発する環境影響評価法の根幹に関わる問題について、真摯にご検討をいただけますよう、宜しく願いいたします。

別紙：

猿払村及び浜頓別町における風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見（エコパワー株式会社 代表取締役社長 周布兼定氏宛）